

2019年9月24日  
全国港湾 19 発 17 号

四役、中央執行委員  
各 単組委員長 殿  
地区港湾議長(委員長)

  
全国港湾労働組合連合会  
中央執行委員長 糸 谷 欽一郎



## 全国港湾第 12 回定期大会の経過と当面の取り組み指示

全国港湾は、9月18～19日にシーパレス日港福(豊橋市)において、代議員・オブザーバーを含め298人の参加のもとで第12回定期大会を開催した。

大会の開催にあたり、糸谷中央執行委員長が挨拶し、異例ともいえる長期にわたった19春闘での職場の奮闘に感謝を述べた。同時に、所期の目的であった「産別最賃に関する統一回答問題」や事前協議問題について解決に至らなかったことに対し、申し訳ないと率直にその心情を吐露しつつ、これを乗り越えるためにも、産別労使関係の正常化へ踏み出す19年度とするよう大会での率直な議論を要請した。

大会は、石渡代議員(検数労連)、川崎代議員(大港労組)を議長団に選出し、第一号議案「18年度経過報告案」、第二号議案「19年度運動方針案」及び19秋年末闘争方針案について審議し、全体として議案を支持する立場から延べ17名が発言し、満場の拍手で採択した。第三号議案「産別スト権の確立案」、第4号議案「規約改正及び規約改正案」、第5号議案「18年度決算・19年度予算」は3名の発言があり、これも満場の拍手で採択した。

大会は、議案採択の後、糸谷中央執行委員長はじめ19年度の新役員を選出し、大会宣言を採択して終了した。

したがって、第12回大会で確認した年次方針と19秋年末闘争方針に基づく、当面の取り組みを下記の通り指示するので、各単組・地区港湾は、秋の取り組みの促進を図られたい。

### 記

#### 1. 大会に付託されていた「統一回答問題」に関する取り組みについて

- (1) 19春闘の経過を踏まえ、産別最低賃金に対する日港協の「独禁法を理由とした回答拒否」の問題に対して、法的措置を含めどのような方針で臨むかについて、大会での討議に付すこととしていた。
- (2) 9月18日に開催した第16回中央執行委員会は、本件に関する方針を検討し、次の方針案を第12回定期大会に提案することとした。
  - ① 日港協の産別最賃に対する独禁法を理由とした統一回答拒否については、不誠実団交であり、中央労働委員会に対して不当労働行為救済の申し立てを行う。

- ② その結果、「団交を行え」との救済命令が出れば、命令の誠実な履行をせまり、そうでなければ、東京地裁に対し「団交応諾義務のある地位の確認」を求めて、東京地裁に地位確認の提訴を準備する。
- ③ この提訴を準備する過程で、手順として次の二つの取り組みを検討する。
  - イ、日港協に対して、地裁への提訴の組合側の決意を示し、提訴の前に統一回答を行う決断を促す取り組みを行う。その際、産別労使関係の再構築の立場から、地区港運協会、個々の事業者にもその姿勢を正すよう追及する。
  - ロ、中労委が救済命令以前に「労組法7条」の規定(不当労働行為救済の対象を使用者として、使用者団体を対象として明記していない)を理由に、判断しない場合は、労働行政としての問題を国会で追及するなどの検討を行う。
  - ハ、これらの取り組みを進めるにあたっては、組織内討議を十分に進めながら取り組む。
- ④ 以上の提案に対し、大会での討論は、いずれの場合も産別労使関係の維持、産別交渉体制の堅持の立場からの発言であった。
- (3) 大会後の第1回(19年度)中央執行委員会は、大会での討論を集約し、中央労働委員会への救済申し立ての方針を確認し、その際、日港協の不誠実な姿勢を追求し、産別労使関係の再構築の取り組みとして進めることを確認し、弁護団との協議を進めることとした。
- (4) 取り組み指示
  - ① 以上の大会での審議経過を踏まえ、各単組・地区港湾は、中労委への申し立ての意義や、その趣旨などについて、地域・職場組員の理解を求める活動を強められたい。
  - ② 全国港湾として、可能な限りの取り組み経過を随時発信するので、職場への周知徹底を図られたい。

## 2. 9月5日開催の団交の経過に基づく取り組み指示

9月5日に開催した中央港湾団交の結果を具体的に実行あらしめるべく、執行委員会として取り組む準備をしている。この点を踏まえ、各単組、地区港湾は、当面、次の取り組みを促進されたい。

- (1) 中古自動車(建機等)の放射線量検査体制を維持して、港湾労働者の健康維持と安心に資するよう取り組み、その体制に変化がもたらされるような動きが察知されれば、全国港湾書記局に情報提供されたい。
- (2) 港湾施設高度化事業(RTG遠隔操作導入)についての、各地区の動き、変化について、全国港湾書記局に情報提供されたい。
- (3) 事前協議問題、とりわけ「ゆたか SHIPPING」が運航する「はくおう」、および、「高速マリンサービス」が運航する「なっちゃんワールド」の運行情報などについて、全国港湾書記局に情報提供されたい。

### 3. 秋年末闘争方針に関する取り組み指示

#### (1) 秋年末地区統一行動について

- ① 19年10月21日(月)～11月1日(金)を地区統一行動ゾーンとして設定し取り組みことを確認した。各地区港湾は、この方針を基本に、地区統一行動を取り組み、各単組は、地区の取り組みの成功に向けて、縦指示を取り組むこと。
- ② 具体的要求は、地区独自要求とともに、次の事項と統一課題として取り組むこと。  
イ、コンソーシアムの再編などにかかわる事前協議制度の強化と徹底  
ロ、19春闘協定に係る職域問題(ゲートチェック、港湾倉庫、特定港湾倉庫、通過貨物対策)、14春闘以来の週休二日制、時間外分母の削減、定年延長問題などの協定履行と労働条件改定の課題  
ハ、関係行政や港湾管理者、港湾運営会社に対する諸要求(産別協定順守、法令順守、安全順守義務)とともに、自動化・機械化に反対する取り組みなど
- ③ 港湾労働法適用港については、厚生労働省が行う「港労法順守旬間」に対応するよう工夫したキャンペーン行動を取り組むこと。その具体化は、各地区港湾の判断にゆだねる。

また、港労法非適用港にあっては、港頭地区における物流施設において、「一般派遣労働撲滅キャンペーン(仮称)」や、特定港湾倉庫も想定した港湾労働秩序の確立を目指す取り組みを進めること。その具体化は、各地区港湾の判断にゆだねる。

- ④ 地区行動や地区での宣伝行動に活用するポスター(港湾合理化反対・魅力ある港湾労働の確立)など、宣伝物については、教宣委員会に置いて早急に準備するので、活用されたい。

#### (2) 中央統一行動について

- ① 19年11月14日(木)～15日(金)に中央行動を設定し、行政交渉や政党要請行動などを取り組む。具体的な内容(動員要請など)については、別途指示するので、各単組・地区港湾は、日程の確保など準備態勢をとり組まされたい。
- ② 中央行動における行政申し入れ書については、各地区統一行動でも活用できるよう、可能な限り早めに「案」段階でも提示できるよう準備する。

#### (3) 国民的諸課題に対する取り組みについて

- ① 20労組が企画し、10月30日に開催する学習会「第2弾/憲法・安保体制を考える-新聞記者から見た安倍政権-」について、別途指示するので動員その他の取り組みを準備されたい。
- ② 日航不当解雇撤回の取り組みについては、支援共闘の方針に対応し、本社前宣伝行動や街頭宣伝を引き続き取り組むこととし、日程と動員について別途指示するので準備されたい。

以上